様式３（行政手続法適用：個票番号４０１）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成27年２月13日作成

処　分　名	地縁による団体の許可の取消し
根拠法令名	地方自治法（昭和22年法律第67号）
根拠条項	第260条の２第14項
根拠条文	市町村長は、認可地縁団体が第二項各号に掲げる要件のいずれかを欠くこととなつたとき、又は不正な手段により第一項の認可を受けたときは、その認可を取り消すことができる。
処分基準の内容	法令で定める基準のとおり
所管部署	町民課自治振興係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年１０月９日作成

処　分　名	被保険者証の返還命令
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第９条第３項
根拠条文	市町村は、保険料（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による国民健康保険税を含む。以下この項、第７項、第63条の２、第68条の２第２項第４号、附則第７条第１項第３号並びに附則第21条第３項第３号及び第４項第３号において同じ。）を滞納している世帯主（その世帯に属するすべての被保険者が原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成６年法律第117号）による一般疾病医療費の支給その他厚生労働省令で定める医療に関する給付（第６項及び第８項において「原爆一般疾病医療費の支給等」という。）を受けることができる世帯主を除く。）が、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、当該世帯主に対し被保険者証の返還を求めるものとする。
処分基準の内容	【基準】 法第９条第３項の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０３）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年１０月９日作成

処　分　名	一部負担金不払いによる徴収
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第42条第２項
根拠条文	保険医療機関等は、前項の一部負担金（第43条第１項の規定により一部負担金の割合が減ぜられたときは、同条第２項に規定する保険医療機関等にあつては、当該減ぜられた割合による一部負担金とし、第44条第１項第１号の措置が採られたときは、当該減額された一部負担金とする。）の支払を受けるべきものとし、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつてその支払を受けることに努めたにもかかわらず、なお被保険者が当該一部負担金の全部又は一部を支払わないときは、保険者は、当該保険医療機関等の請求に基づき、この法律の規定による徴収金の例によりこれを処分することができる。
処分基準の内容	【基準】 法第42条第２項の規定による。 一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱について（昭和34年3月30日保発第21号）参照 （別紙のとおり）
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

（別紙）

○一部負担金の徴収猶予及び減免並びに保険医療機関等の一部負担金の取扱について

（昭和三四年三月三〇日）

（保発第二一号）

（各都道府県知事あて厚生省保険局長通知）

国民健康保険法（以下「法」という。）第四四条第一項及び第三項の規定による一部負担金の徴収猶予及び減免並びに法第四二条第二項の規定による一部負担金の取扱いに関しては、左記によることとしたから保険者において被保険者に対する周知徹底をはかるとともに、保険医療機関等との連絡を保ち、その適正な実施を期すよう特段の配慮をわずらわしたい。

なお、この取扱いは、地方自治法（昭和二二年法律第六七号）第二四五条の四第一項に基づく技術的助言である。

記

第一　一部負担金の徴収猶予及び減免

一　一部負担金の徴収猶予

保険者は、一部負担金の支払又は納付の義務を負う世帯主又は組合員（以下「世帯主又は組合員」という。）が次の各号のいずれかに該当したことによりその生活が困難となつた場合において必要と認めるときは、その者に対し、その申請により、六箇月以内の期間を限つて、一部負担金の徴収を猶予するものとすること。この場合において当該世帯主又は組合員が保険医療機関等に対して当該一部負担金を支払うべきものであるときは、当該保険医療機関等に対する支払に代えて当該一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予することができること。

1　震災、風水害、火災、その他これらに類する災害により死亡し、障害者となり、又は資産に重大な損害を受けたとき。

2　干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁、その他これらに類する理由により収入が減少したとき。

3　事業又は業務の休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。

4　前各号に掲げる事由に類する事由があつたとき。

二　一部負担金の減免

（一）　保険者は、世帯主又は組合員が一の各号のいずれかに該当したことによりその生活が著しく困難となつた場合において必要があると認めるときは、その申請によりその者に対し、一部負担金を減額し、又はその支払若しくは納付を免除することができること。なお、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含むものとすること。

①　入院療養を受ける被保険者の属する世帯

②　世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入又は組合員及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法（昭和二五年法律第一四四号）第一一条第一項第一号から第三号までに定める保護のための保護金品に相当する金額の合算額（以下「生活保護基準」という。）以下であり、かつ、預貯金が生活保護基準の三箇月以下である世帯

（二）　一部負担金の減免の期間は、療養に要する期間を考慮し、一箇月単位の更新制で三箇月までを標準とすること。ただし、三箇月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合については、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ること。

三　前記一及び二の場合における生活困難の認定は、地域の特殊事情、被保険者の生活実態等に即して適正に実施するよう配慮すること。

四　申請

一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けようとする者は、あらかじめ保険

者に対し、様式第一による申請書を提出しなければならないこと。ただし、徴収猶予については、急患、その他緊急やむを得ない特別の理由がある者は、当該申請書を提出することができるに至つた後、ただちにこれを提出しなければならないこと。

五　証明書の交付又は通知

(一)　保険者は、法第四四条第一項の規定により、一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、すみやかに、様式第二による証明書を申請者に交付し、法第四四条第三項の規定により一部負担金の徴収猶予又は減免の決定をした場合は、その旨申請者に通知するものとすること。

(二)　一部負担金の徴収猶予又は減免の措置を受けた者が保険医療機関等について療養の給付を受けようとするときは、(一)の証明書を被保険者証にそえて当該保険医療機関等に提出しなければならないこと。

六　徴収猶予及び減免の取消

(一)　保険者は、一部負担金の徴収猶予の措置を受けた者が次の各号の一に該当する場合においては、その徴収猶予をした一部負担金の全部又は一部についてその徴収猶予を取り消し、これを一時に徴収することができること。

1　徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため、徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

2　一部負担金の納入を免かれようとする行為があつたと認められるとき。

(二)　保険者は、偽りの申請その他不正の行為により一部負担金の減免を受けた者がある場合においてこれを発見したときは、ただちに当該一部負担金の減免を取り消すものとすること。この場合において被保険者が保険医療機関等について療養の給付を受けたものであるときは、保険者は、ただちに、減免を取り消した旨及び取消の年月日を当該保険医療機関等に通知するとともに、当該被保険者がその取消の日の前日までの間に減免によりその支払を免かれた額を当該保険者に返還させるものとすること。

第二　保険医療機関等の一部負担金の取扱

一　徴収猶予証明書の事後提出の場合

保険医療機関等が、緊急やむを得ない場合で、第一診療日に徴収猶予証明書を提出できない被保険者の療養を取り扱うときは、その者が事後に徴収猶予証明書を提出することを署名確認せしめた上一部負担金を支払わせないものとし、被保険者が徴収猶予証明書を、第二診療日までに提出しないときは、保険医療機関等から保険者に連絡し、その者に対して徴収猶予の申請がなされ、かつ、証明書を発行されるかどうかを確め、徴収猶予の該当者でない場合は、一部負担金を支払わせるものとすること。

二　善良な管理者と同一の注意

保険医療機関等が法第四二条第二項の規定による保険者の処分を請求しようとするときは、当該保険医療機関等の開設者は、善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることにつとめたことを証明しなければならないこと。この場合における善良な管理者と同一の注意とは、保険医療機関等の開設者という地位にある者に対し一般的に要求される相当程度の注意義務をいうものであり、当該義務がつくされたかどうかの認定は、義務者の主観的、個人的事由を考慮して行われるものではなく、客観的事情に基づき、具体的ケースに即して行われるものであるが、次の各号に掲げるような場合は、当該注意義務をつくしたものとは認められないものであること。

1　療養の給付が行われた際に一部負担金を支払うべきことを告げるのみであること。

2　各月分の診療報酬の請求前に単に口頭で催促すること。

3　再診の場合に、催促しないこと。

なお、被保険者が入院療養を受けている場合にあっては、保険医療機関等に

おいて、少なくとも、次の各号に掲げる対応が行われていることが必要と考えられる。

1　被保険者又は被保険者以外の少なくとも一名(家族、身元保証人、代理人等。以下「家族等」という。)に対し、一連の療養が終了し、一部負担金の支払を求めたとき(以下「療養終了後」という。)から、少なくとも一箇月に一回、電話等で支払を催促し、その記録を残していること。

2　療養終了後から三箇月以内及び六箇月経過後に、内容証明の取扱いをする郵便物による督促状を送付し、その記録を残していること。

3　療養終了後から六箇月経過後に、少なくとも一回は支払の催促のため被保険者の自宅を訪問し、その記録を残していること。(保険医療機関等の所在地から被保険者の自宅まで通常の移動手段でおおむね三〇分以上かかる場合には、近隣の家族等を訪問するか、被保険者又は家族等と直接面会し、支払の催促を行い、その記録を残していること。)

三　保険者の処分

(一)　法第四二条第二項の規定による処分の請求は、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて一部負担金の支払を求めたにもかかわらず、被保険者がその支払をしない当該一部負担金の全部又は一部につき、その一部負担金の支払義務が発生した日から起算しておおむね三箇月を経過後、保険者に対し、電話又は文書による催促の協力を要請した上で、おおむね六箇月を経過した後、行うものとすること。

(二)　保険者は、保険医療機関等から(一)により処分の請求を受けたときは、保険医療機関等の請求を審査し、保険医療機関等が善良な管理者と同一の注意をもつて被保険者から一部負担金の支払を受けることに努めていること及び当該被保険者について次の各号のいずれかに該当することを確認した場合に、処分を行うものとすること。

1　処分の対象となる一部負担金の額が六〇万円を超えるもの。

2　被保険者の属する世帯が保険料(税)の滞納処分を実施する状態にあるもの。

(三)　処分の実施に当たっては、地方自治法第二三一条の三第一項又は法第七九条第一項に基づく督促を実施し、法第七九条の二及び地方自治法第二三一条の三第三項又は法第八〇条第一項の規定に基づき当該請求に係る処分を行つたうえ、保険医療機関等に対して当該処分に係る徴収金のうちから当該請求に係る一部負担金に相当する額を交付するものとする。

(四)　なお、一部負担金の支払は、法第四二条第一項の規定に基づく保険医療機関等と被保険者との間の債権債務関係であり、同条第二項の規定により保険者が処分を行う場合であっても、当該一部負担金が保険医療機関等の債権であることには変わりないものであること。

様式３（行政手続法適用：個票番号４０４）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年１０月９日作成

処　分　名	故意の場合の給付制限
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第60条
根拠条文	被保険者が、自己の故意の犯罪行為により、又は故意に疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、行わない。
処分基準の内容	【基準】 法第60条の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０５）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	闘争・泥酔等の場合の給付制限
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第61条
根拠条文	被保険者が闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて疾病にかかり、又は負傷したときは、当該疾病又は負傷に係る療養の給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。
処分基準の内容	【基準】 法第61条の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０６）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	療養に関する指示に従わない場合の給付制限
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第62条
根拠条文	保険者は、被保険者又は被保険者であつた者が、正当な理由なしに療養に関する指示に従わないときは、療養の給付等の一部を行わないことができる。
処分基準の内容	【基準】 法第62条の規定による。 保険医療機関及び保険医療養担当規則第10条の規定による。 第10条　保険医療機関は、患者が次の各号の一に該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。 (1)　家庭事情等のため退院が困難であると認められたとき。 (2)　闘争、泥酔又は著しい不行跡によつて事故を起したと認められたとき。 (3)　正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。 (4)　詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０７）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	強制診断等拒否の場合の給付制限
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第63条
根拠条文	保険者は、被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者が、正当な理由なしに、第66条の規定による命令に従わず、又は答弁若しくは受診を拒んだときは、療養の給付等の全部又は一部を行わないことができる。
処分基準の内容	【基準】 法第63条の規定による。 根拠条文中第66条の規定については次のとおり。 （強制診断等） 第66条　保険者は、保険給付に関して必要があると認めるときは、当該被保険者若しくは被保険者であつた者又は保険給付を受ける者に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問若しくは診断をさせることができる。
所管部署	町民課保険医療係
備考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０８）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年１０月９日作成

処　分　名	保険料滞納の場合の保険給付の一時差止め
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第63条の２第１項から第３項
根拠条文	第63条の２　保険者は、保険給付（第43条第３項又は第56条第２項の規定による差額の支給を含む。以下同じ。）を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納しており、かつ、当該保険料の納期限から厚生労働省令で定める期間が経過するまでの間に当該保険料を納付しない場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めるものとする。 ２　保険者は、前項に規定する厚生労働省令で定める期間が経過しない場合においても、保険給付を受けることができる世帯主又は組合員が保険料を滞納している場合においては、当該保険料の滞納につき災害その他の政令で定める特別の事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、保険給付の全部又は一部の支払を一時差し止めることができる。 ３　保険者は、第９条第６項（第22条において準用する場合を含む。）の規定により被保険者資格証明書の交付を受けている世帯主又は組合員であつて、前２項の規定による保険給付の全部又は一部の支払の一時差止がなされているものが、なお滞納している保険料を納付しない場合においては、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該世帯主又は組合員に通知して、当該一時差止に係る保険給付の額から当該世帯主又は組合員が滞納している保険料額を控除することができる。
処分基準の内容	【基準】 法第63条の２第１項から第３項の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４０９）

不　利　益　処　分　に　係　る　処　分　基　準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	被保険者に対する不正利得の徴収
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第65条第１項
根拠条文	偽りその他不正の行為によつて保険給付を受けた者があるときは、保険者は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。
処分基準の内容	【基準】 法第65条第１項の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４１０）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	保険医等に対する連帯納付命令
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第65条第２項
根拠条文	前項の場合において、保険医療機関において診療に従事する保険医又は健康保険法第88条第１項に規定する主治の医師が、保険者に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、保険者は、当該保険医又は主治の医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して前項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。
処分基準の内容	【基準】 法第65条第２項の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４１１）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

平成２７年２月９日作成

処　分　名	保険医療機関の費用返納命令等
根拠法令名	国民健康保険法（昭和33年法律第192号）
根拠条項	第65条第３項
根拠条文	保険者は、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者が偽りその他不正の行為によつて療養の給付に関する費用の支払又は第52条第３項（第52条の２第３項及び第53条第３項において準用する場合を含む。）若しくは第54条の２第５項の規定による支払を受けたときは、当該保険医療機関等又は指定訪問看護事業者に対し、その支払つた額につき返還させるほか、その返還させる額に100分の40を乗じて得た額を支払わせることができる。
処分基準の内容	【基準】 法第65条第３項の規定による。
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

様式３（行政手続法適用：個票番号４１２）

不 利 益 処 分 に 係 る 処 分 基 準

令和元年１０月１８日作成

処　分　名	後期高齢者医療保険料の徴収
根拠法令名	高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）
根拠条項	第104条
根拠条文	市町村は、後期高齢者医療に要する費用（財政安定化基金拠出金及び第107条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、保険料を徴収しなければならない。 ２　前項の保険料は、後期高齢者医療広域連合が被保険者に対し、後期高齢者医療広域連合の全区域にわたつて均一の保険料率であることその他の政令で定める基準に従い後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課する。ただし、当該後期高齢者医療広域連合の区域のうち、離島その他の医療の確保が著しく困難である地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する被保険者の保険料については、政令で定める基準に従い別に後期高齢者医療広域連合の条例で定めるところにより算定された保険料率によつて算定された保険料額によつて課することができる。 ３　前項の保険料率は、療養の給付等に要する費用の額の予想額、財政安定化基金拠出金及び第117条第2項の規定による拠出金の納付に要する費用の予想額、第116条第1項第2号の規定による都道府県からの借入金の償還に要する費用の予定額、保健事業に要する費用の予定額、被保険者の所得の分布状況及びその見通し、国庫負担並びに第100条第1項の後期高齢者交付金等の額等に照らし、おおむね2年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない。
処分基準の内容	【基準】 法第104条の規定による。 北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例第21条の規定による。（別紙のとおり） 厚岸町後期高齢者医療に関する条例第２条及び第３条の規定による。（別紙のとおり）
所管部署	町民課保険医療係
備　　考	

（別紙）

北海道後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例

（市町村が徴収すべき保険料の額）

第２１条　市町村は、当該市町村に住所を有する被保険者及び法５５条の規定の適用を受ける被保険者から保険料を徴収する。

２　賦課期日後に被保険者が住所を有することとなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有することとなった日の属する月から月割をもって行う。

３　賦課期日後に被保険者が住所を有しなくなった市町村において徴収すべき保険料の額の算定は、当該被保険者が住所を有しなくなった日の翌日の属する月の前月まで月割をもって行う。ただし、当該市町村に住所を有しなくなった日に他の市町村に住所を有するに至ったときは、その住所を有しなくなった日の属する月の前月まで月割をもって行う。

４　第２項の規定により算定した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り上げ、前項の規定により算定した額に１００円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

厚岸町後期高齢者医療に関する条例

（厚岸町において行う事務）

第２条　厚岸町は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第２条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第６条及び第７条に規定する事務のほか、次に掲げる事務を行うものとする。

(1)　広域連合条例第２条の葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付

(2)　広域連合条例第16条の保険料の額に係る通知書の引渡し

(3)　広域連合条例第17条第２項の保険料の徴収猶予に係る申請書の提出の受付

(4)　広域連合条例第17条第２項の保険料の徴収猶予の申請に対する北海道後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

(5)　広域連合条例第18条第２項の保険料の減免に係る申請書の提出の受付

(6)　広域連合条例第18条第２項の保険料の減免の申請に対する北海道後期高齢者医療広域連合が行う処分に係る通知書の引渡し

(7)　広域連合条例第19条本文の申告書の提出の受付

(8)　前各号に掲げる事務に付随する事務

（保険料を徴収すべき被保険者）

第３条　厚岸町が保険料を徴収すべき被保険者は、次に掲げる被保険者とする。

(1)　厚岸町に住所を有する被保険者

(2)　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）第55条第１項又は第２項（これらの規定を法第55条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける被保険者であって、これらの規定の適用を受けるに至った際厚岸町に住所を有していたもの

(3)　法第55条の2第1項の規定の適用を受ける被保険者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第116条の2第1項及び第2項の規定の適用を受け、これらの規定により厚岸町に住所を有するとみなされた国民健康保険の被保険者であった被保険者